



公益社団法人
とっとり被害者支援センター
Tottori Victim Support Center
鳥取県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

とっとり被害者支援センターだより（平成31年1月発行）
発行：公益社団法人 とっとり被害者支援センター
〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目401 鳥取県庁西町分庁舎2階
☐TEL&FAX 0857-20-0330（事務局） ☐相談専用電話：0120-43-0874
☐ホームページ <http://www.t-higaisha.jp/> ☐E-mail t-higaisha@voice.ocn.ne.jp

センターだより

2019 Jan.
vol.20



年頭のごあいさつ 公益社団法人 とっとり被害者支援センター 理事長 佐野 泰弘



明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、平素より、当センターの業務全般に亘って深いご理解、ご支援及びご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

当センターは、昨年、設立10周年を迎えました。これからも、①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする、③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする、との犯罪被害者等基本法3条所定の基本理念が実現されるように、精力的に活動を展開し、責任を果たしていきたいと考えています。

充実した支援活動を行うためには、いわゆるヒト・カネ・モノの確保が必要不可欠です。ヒトについては、毎年研修を実施し、支援ボランティアの育成を続けてきました。カネについては、県や市町村から交付金を頂いてきた外、企業・団体や個人の皆様からも広く支えて頂いてきました。モノについては、設立後間もなく西部地区に相談所を開設し、早期援助団体の指定や公益社団法人の認定を頂くなど、組織・体制面の充実を図って参りました。

もう一つ大切なことがあります。それは、当センターの存在や役割をもっと多くの方に知って頂くことです。県内各地において犯罪被害者支援フォーラム、犯罪被害者やそのご遺族の講演会を開催することは勿論のこと、命の大切さを学ぶ教室や大学での講義などあらゆるチャンネルを通じて、より一層の周知を図りたいと思います。

当センターが活動を続ける限り、これらの確保・充実は避けて通ることができない問題であり、今後いろいろな問題が出てくるものと思いますが、犯罪被害者支援の必要性・重要性や、当センターの果たすべき役割を肝に銘じて、関係諸機関との意思疎通を密にし、相互理解を深めつつ、全力で取り組んで参りますので、引き続きご指導及びご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

おわりに、皆様方におかれまして、本年がご多幸な良き年になりますように祈念申し上げて、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

鳥取県警察本部長 佐野 裕子



明けましておめでとうございます。

とっとり被害者支援センター、そして関係者の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から犯罪被害に遭われた方々やそのご遺族等からの相談対応、司法・行政及び医療機関への付添い支援等、被害者等に寄り添った支援活動にご尽力されていることに対し、改めて心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、県内の治安情勢につきましては、刑法犯の認知件数、交通事故件数ともに減少傾向にありますが、性犯罪の認知件数が増加するなど、被害者やそのご家族、ご遺族が支援を必要とする事件や事故は後を絶ちません。また、全国に目を向けますと、幼い子供が犠牲となる痛ましい事件や悪質な交通事故等が次々と発生しており、被害者支援の必要性は、一層高まっている状況にあります。

警察本部長に着任後、県内の犯罪被害者ご遺族の方々にお目にかかってお話を伺う機会をいただき、改めて、犯罪被害がその後の生活に及ぼす影響の大きさと、中長期にわたる途切れない支援の必要性を実感しているところでございます。

そのような中、県警察では、鳥取県警察犯罪被害者支援基本計画に基づき、各種制度や相談窓口の説明の充実、カウンセリング費用等の公費支出制度の拡充、犯罪被害給付制度の適切な運用等、被害者等の立場に立った支援活動を推進しております。

さらに、犯罪被害者週間等あらゆる機会を捉え、被害者支援についての県民の理解を深めるための各種広報啓発活動を推進しているところです。

被害者の方々が必要とする支援は、カウンセリングなどの精神的支援、捜査や公判での支援、経済的支援、医療や福祉に関することなど多岐にわたり、また、それぞれの被害者が置かれている状況も異なることから、それぞれの被害者の求めるところに沿った支援を行っていくことが肝要です。そのためにも、県警察はもとより、とっとり被害者支援センター、国、自治体、関係機関や団体等との連携と県民の皆様のご理解、ご協力の下、社会が一体となって支援の輪を広げていかなければなりません。

県警察といたしましても、今年の運営指針を「県民の期待にこたえる警察 安全で安心な鳥取県をめざして」と定めるとともに、重点的に取り組む推進項目として「県民の安全に資する広報と犯罪被害者等に対する支援の推進」を掲げているところであり、警察職員一人ひとりが被害者への共感の心を持ち、被害者に寄り添いながら、きめ細かな支援を途切れることなく推進し、求められる役割を着実に果たしたいと思っております。

結びに、とっとり被害者支援センターの更なる御活躍により、被害者の方々を思いやり、支えていく気運が社会全体にわたって更に高揚することを心より祈念し、私の挨拶といたします。

年頭のごあいさつ

鳥取県生活環境部長 酒嶋 優



新年あけましておめでとうございます。とっとり被害者支援センター、そして犯罪被害者支援に携わられている関係者の皆様には、日頃からきめ細やかな支援活動を展開され、改めて深く敬意を表し感謝申し上げます。

昨年は、センター設立10周年を記念し、とっとり被害者支援フォーラムを盛大に開催され、設立以来10年という節目の年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げますとともに、本年が更なる飛躍の年となり、より一層被害にあわれた方に寄り添った支援を行っていただくことを期待しております。

県では、平成20年6月に施行した「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、平成29年5月に第4期(平成29～31年度)の鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を策定しております。「犯罪被害者等の支援」を基本方針の一つとして位置づけ、犯罪被害者等の権利・利益が擁護され、平穏な暮らしが営まれるよう、総合的相談対応窓口を設置するとともに、行政職員や一般県民の方を対象とした犯罪被害者等支援のあり方について考える研修会や人権学習会の開催を通して、犯罪被害者等に対する県民の理解促進や関係機関、民間支援団体等と連携し、被害者等のニーズに応じた支援施策の充実を図っているところです。今後も犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するために、計画的な施策の推進を図りつつ、本年は次期の推進計画の策定に向けた検討を重ねていきたいと考えております。

また、平成29年1月に性暴力被害者支援センターとっとり(愛称:クローバーとっとり)を関係機関・団体との協働により開設し、被害にあわれた方が安心して心身の回復を図っていただけるよう、直接相談をお受けし、ワンストップで医療的支援や法的支援など希望される支援につながるよう取り組んでいるところです。さらに、平成29年7月の刑法改正の趣旨を踏まえ、協力医療機関の診療科として外科、泌尿器科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科を加えるなど支援体制の充実を図り、これらの支援の取組みについて、より多くの方に知っていただくために、リーフレット・カード・チラシの配布、ステッカーのトイレへの貼付や街頭広報、出前説明会、公開講座など広報啓発活動に力を入れてきました。性暴力被害に対する相談・支援対応件数が前年度同期より増加し、相談窓口として周知されつつありますが、引き続き広報啓発に取り組むこととしております。

今後も、被害者支援に関する長年のノウハウ、スキルを蓄積されているとっとり被害者支援センターをはじめ関係機関、団体と連携強化を図りつつ、被害者支援を着実に推進していきたいと考えておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

とっとり被害者支援センターの今後ますますの御活躍により被害にあわれた方が一日でも早く再び平穏な生活を営むことができるよう、また、社会全体で被害者を思いやり、支援していく安全で安心な社会の構築を願ひまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

「被害者支援を考える公開講座」の開催



平成30年9月1日（土）、倉吉体育文化会館中研修室（倉吉市山根）において「被害者支援を考える公開講座」を開催しました。

講師に全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーター・公益社団法人ひょうご被害者支援センター支援局長の遠藤えりな様に「性暴力に関する支援について学ぶ」と題して講師を務めていただきました。

県下の関係する機関団体に呼び掛けたところ、約40名の参加があり、グループ討議などを交えながら各機関との連携について意見交換をしながら学びました。

参加者からは、「とても分かりやすい内容だった。」「他機関の参加者と話が聞けたのはとても有意義だった。」「今後の支援の参考になった。」などといった感想が寄せられました。

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

犯罪被害に遭われた方のご遺族などの講演を通じて、学校の生徒に対し命の大切さや家族への感謝の気持ちなどを学ぶ機会として「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。

平成30年4月から平成31年1月までの間、県下の中学校で5回、高等学校で5回実施しました。

学校では人権教育の一環として定期的に開催する学校も広がってきています。

実施校と講師は次のとおりです。



| 年度 | 月日 | 実施校 | 講師 |
|-------|--------|----------------------|--------|
| 平成30年 | 6月4日 | 湯梨浜町立北湊中学校 | 一井彩子様 |
| | 6月14日 | 鳥取県立鳥取商業高等学校 | 市原千代子様 |
| | 7月17日 | 南部町立南部中学校 | 三浦由美子様 |
| | 10月18日 | 鳥取県立米子東高等学校定時制課程 | 三浦由美子様 |
| | 10月19日 | 学校法人翔英学園米子北斗中学校 | 三浦由美子様 |
| | 12月7日 | 境港市立第三中学校 | 高松由美子様 |
| 平成31年 | 12月18日 | 鳥取市立西中学校 | 一井彩子様 |
| | 1月18日 | 鳥取県立緑風高等学校定時制昼間部・夜間部 | 江角由利子様 |
| | 1月31日 | 鳥取県立倉吉西高等学校 | 高松由美子様 |

■11月25日～12月1日 犯罪被害者週間に併せた取組

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催



11月27日(火)、鳥取県及び鳥取県警察と共催し、とりぎん文化会館小ホール(鳥取市尚徳町)において「鳥取県被害者支援フォーラム」を開催しました。

今回はとっとり被害者支援センターが設立10周年を迎えることから記念行事として位置付け開催しました。

第1部の開会行事では、佐野とっとり被害者支援センター理事長、平井鳥取県知事、佐野鳥取県警察本部長にご挨拶をしていただき、来賓として福間鳥取県議会副議長にご祝辞をいただきました。2名の鳥取県議会議員も会場にお越しいただきました。



開会行事の後、表彰式を行い、佐野鳥取県警察本部長よりセンターの長年の被害者支援活動の功績を称え感謝状を授与していただきました。また、センター設立当時から中心になって被害者支援の基盤づくりに功労のあった元理事長の落合潮様に鳥取県警察本部長から感謝状の授与がありました。

次に、佐野とっとり被害者支援センター理事長より長年にわたり犯罪被害支援活動に功労のあった支援活動員に功労者表彰を、センターの財源確保にご尽力していただいた方々に感謝状を授与しました。



その後は、とっとり被害者支援センターの10年間の歩みをまとめたDVDを視聴していただき、とっとり被害者支援センターの歴史を感じていただきました。



第2部は講演会を行いました。

全国被害者支援ネットワーク理事長の平井紀夫様を講師にお迎えし、「犯罪被害者とその支援～私の体験」と題して講演していただきました。



講演は、平成8年に中国を旅行中だったご長男をホテルで強盗に襲われ亡くされたご自身の体験の中で、被害者遺族の状況や心理、現在に至るまでのご自身の道のりをお話しされ、全国被害者支援センターの理事長の立場からも日本の被害者支援の歴史、社会全体による被害者支援の理解と重要性、今後目指すものを丁寧にお話しされました。

参加者からは、「犯罪被害者支援の今日までの歩みがよくわかった。」「講演はすばらしかった。」「被害者やその家族の苦しみは図り知れないことが分かりました。地道な活動の継続の大切さを知りました。」などといった感想が多く寄せられました。

第3部は鳥取県警察音楽隊の演奏会を行いました。

集まった約250名の参加者は心に響く演奏や隊員の歌声に心を和ませました。





犯罪被害者自助グループ「なごみの会」による「いのちのパネル展」の開催



「いのちのパネル展」とは、鳥取県の犯罪被害者自助グループ「なごみの会」の会員が制作した手作りパネルを使って、遺族として想いを伝え、犯罪のない社会の実現を強く訴えているものです。

犯罪被害者週間に併せて、県下の警察署では管内の犯罪被害者支援連絡協議会等が開かれ、その際に警察署のロビー等で「いのちのパネル」を展示していただきました。また、鳥取県警察音楽隊が11月10日に開催したプロムナードコンサートの際にも展示していただき、11月27日の鳥取県被害者支援フォーラムでも展示しました。



犯罪被害者自助グループ「なごみの会」は、毎月第4土曜日に定例集会を開いています。

同じようなつらさを抱えた犯罪被害者遺族等がお互いに支え合い、励まし合う中から問題解決や克服を図ることを目的に集まっています。集会場所はメンバーが集まりやすいように東・中・西部と変えています。「なごみの会」に対するお問い合わせはセンター事務局（0857-20-0330）までご連絡ください。



街頭広報活動



11月20日(火)、鳥取市晩稲のイオン鳥取北店と西伯郡日吉津村のイオン日吉津店の2か所において、鳥取県被害者支援フォーラム開催PRと犯罪被害者週間の呼び掛けを行いました。センター役員やボランティア、鳥取県・鳥取県警察の職員が参加しチラシ等を買取物客に配布し広報しました。



10周年記念誌「10年のあゆみ」の刊行

この度とっとり被害者支援センターは設立10周年を迎えることから、設立10周年を記念し、「10年のあゆみ」を刊行しました。鳥取県被害者支援フォーラムでは参加者にお配りするとともに、10年間の歩みを記録にしたDVDを視聴していただき、これまで積み重ねてきた歩みを併せて感じていただきました。



支援活動員(被害者支援ボランティア)第11期生の採用と研修会参加



5月19日から7月14日までの間、支援活動員の採用時養成講座を行いました。講座内容は例年通りですが、1日講座を4回と半日講座を1回組み、5回となりました。応募者は昨年のお応募者2名を併せて13名あり、最終的には6名の方を支援活動員として採用しました。今後の活動を期待しています。

これで現在支援活動員は43名の登録になり、東部地区と西部地区に分かれて、事務局で実質活動できる方を調整しながら支援活動に携わっていただいています。

支援活動員には採用時養成講座だけではなく、知識や技量を高めるために定期的に研修を行っています。年間を通じてセンター主催の継続研修会、全国犯罪被害者支援ネットワーク主催の中国・四国ブロック研修会、全国秋期研修会、その他各関係機関主催の研修会に積極的に参加し研鑽を積んでいただいています。



本年度採用した第11期生の採用時養成講座を終えての感想をご紹介します



Yさん(11期生・西部地区)

研修を申し込んだものの支援員として活動できるのかと不安になり、どうしようかと考えることもありましたが、初日の講座の中で「犯罪被害者等基本法の第6条の条文の中で国民の責務であると記されている」「支援の充実度がその国の質を表す」という言葉に気持ちが動かされ支援員として活動したいと思うようになりました。

研修はあっという間に終わった気がします。研修に通うのも苦ではなく、参加している皆さんから気遣いの言葉をかけてくださり、気持ちよく研修を終えることができました。

Mさん(11期生・東部地区)

終日の「法制度と弁護士の役割」という講座は、難しい話をテンポよく事例を交えながらの講義でした。これまで裁判所・検察庁の見学や法テラスの方、その他多くの講師から学んだことが上手にまとめてあり良い振り返りになりました。また、「気をつけるべきこと」は、専門家ではなくても共通して理解しておかなければいけないことだと再確認できました。裁判とそれまでの一連の過程は、時間がかかるものであり、その一つ一つに向き合う時の被害者の方の心情は混乱の中で何度も被害を受けたことを思い知らされるような過程なのだと感じました。

支援活動員(被害者支援ボランティア)第12期生を募集します!

とっとり被害者支援センターでは、電話・面接相談への対応補助のほか、相談内容に応じて、心理・医療・法律部門の専門家への紹介や、必要に応じて病院、裁判所、行政機関等への付き添い等の手助けを行っていただく方を募集します。

応募資格

- 年齢25歳以上の方(性別不問)
- 被害者支援に理解と意欲のある方
- 心身とも健康な方
- 月に2～3回程度支援活動に従事できる時間的余裕のある方

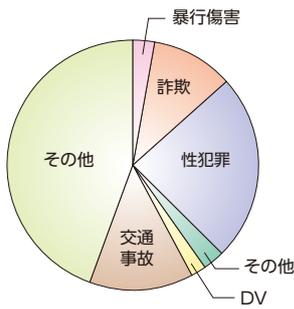
お問い合わせ先

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

(TEL 0857-20-0330 10:00～16:00の間)

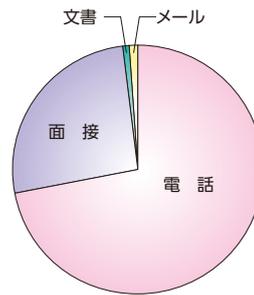
とっとり被害者支援センター 相談受理状況 (平成30年中)

1 相談内容別受理件数



| | | | |
|---|--------|-----|---|
| 刑 | 殺人 | 0 | |
| 法 | 暴行傷害 | 3 | |
| 犯 | 詐欺 | 11 | |
| | 性犯罪 | 25 | |
| | その他 | 3 | |
| | 計 | 42 | |
| | D | V | 2 |
| | ストーカー | 0 | |
| | 消費生活 | 0 | |
| | 振り込め詐欺 | 0 | |
| | 交通事故 | 14 | |
| | その他 | 46 | |
| | 合計 | 104 | |

2 相談形態



| | |
|-----|-----|
| 電話 | 75 |
| 面接 | 27 |
| 文書 | 1 |
| メール | 1 |
| 合計 | 104 |

3 相談者地域別状況

| 地域 | 東部 | 中部 | 西部 | 県内計 | 県外 | 合計 |
|----|----|----|----|-----|----|-----|
| 件数 | 55 | 14 | 29 | 98 | 6 | 104 |

- 東部～旧気高郡以東
- 中部～旧倉吉市、東伯郡
- 西部～旧西伯郡以西

4 直接的支援活動状況

| | | |
|------|------|----|
| 付き添い | 警察 | 0 |
| | 検察庁 | 8 |
| | 裁判所 | 15 |
| | 弁護士 | 5 |
| | 法テラス | 0 |
| | 病院 | 0 |
| | その他 | 1 |
| 自宅訪問 | | 1 |
| その他 | | 6 |
| 合計 | | 36 |

概況及び特徴

- 相談受理件数は、104件(延べ数)。うち西部相談所対応18件
- 相談内容は、その他、性犯罪、交通事故の順に多い。
- 相談形態は、電話が多く75件、そのうち相談専用電話は47件
- 相談対応については、傾聴や助言、情報提供、関係機関の紹介・引継ぎ等
- 直接的支援は、裁判所への付き添い、送迎、検察庁・弁護士事務所等への付き添い、自宅訪問等を実施
- 相談者の地域別では東部が55件、中部が14件、西部が29件、県外が6件

活動資金のための取組紹介

鳥取県共同募金会による

つかいみちを選べる募金の取組

運動期間／
平成31年1月～3月

運動期間は平成31年1月～3月末日です。集まった募金は当センターの犯罪被害者等支援事業に活用するために役立てます。ご協力をお願いいたします。

払込取扱票付きのチラシがありますので、ご協力いただけます方は事務局にご連絡ください。



鳥取県共同募金会から助成をいただき、鳥取県被害者支援フォーラムの事業などに使わせていただいております。

「幸せの黄色いレシート」

キャンペーンの参加

イオン
鳥取北店

毎月11日にお店に各ボランティア団体の名前と活動内容が書かれた投函箱が設置され、応援したい団体の箱に黄色いレシートを入れると「レシートの金額の1%」をその団体に寄付できるというキャンペーンです。当センターも投函箱を設置していただいております。是非ご協力をお願いします。



「ホンデリング ～本でひろがる支援の輪」



詳細はとっとり被害者支援センターホームページをご覧ください。

<http://www.t-higaisha.jp/>

不要本が犯罪被害者支援の一助となる活動です。是非ご協力ください。

全国被害者支援ネットワークのプロジェクトの一つで、皆様から不要になった本を寄贈していただくとその売却代金が犯罪被害者支援活動費に役立てられるというもので、2015年から参加しています。

不要になった本(取扱いのできないものがあります)を段ボールや紙袋に詰めていただき所定の申込書に記載し「株式会社バリューブックス」に電話申し込みいただければ宅配業者が着払いで指定場所へ引き取りに来ます。本は「株式会社バリューブックス」が買い取りその売却代金は全国被害者支援ネットワークを通じて後日当センターに寄付されるという仕組みになっています。

詳細はこちらへ→<http://www.hondering.jp/>

お申込み方法

- 不要になった書籍をダンボールや紙袋に詰めます。申込書をご記入の上、本と一緒に入れます。
※ダンボールが複数になる場合でも、申込用紙は1枚で大丈夫です。
※古本は5冊から、着払いで受け付けます。
※18歳未満の方は、保護者の方にお申し込みください。
※申込書は、とっとり被害者支援センターHPからダウンロードできます。
- 株式会社バリューブックス 0120-826-295 に電話。「ホンデリングに申し込みたいのですが…」と、お伝えください。
電話受付時間 宅配業者がご指定の時間に引き取りにうかがいます。
月～土 10:00～19:00 ※ヤマト運輸の集荷を手配します。
日 10:00～17:00 ※古本は5冊から、着払いで受け付けます。
- 株式会社バリューブックスにて、市場価格を考慮して査定され、買い取り相当額が、株式会社バリューブックスから認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワークに寄付されます。



◆ 犯罪被害者支援 チャリティー バザー収益金の 寄付金受領

県下の警察署では、犯罪被害者週間に併せて犯罪被害者支援チャリティーバザーをされ、その収益金を寄付していただきました。ありがとうございました。

◆ 鳥取県警備業協会からの寄付金受領



一般社団法人鳥取県警備業協会では、法人化30周年記念事業の一環として、犯罪被害者支援活動を支援するため、「ホンデリング活動」による売却代金と会員企業からの寄付金を当センターに寄贈していただきました。

12月19日に当センターで贈呈式が行われ、同協会藤田泰央会長からセンター佐野泰弘理事長に寄付金が手渡されました。

犯罪被害等についてのご相談は、

相談専用電話

おはなし
TEL 0120-43-0874

(平日10時～16時)にお電話ください。

西部相談所

西部相談所は週4日(月・火・木・金 10時～16時)開設しています。面接相談は予約制をとっていますので、お電話ください。

場所 米子市東福原1-1-45
鳥取県西部福祉保健局会議棟

TEL 0120-38-5088

賛助会員、寄付にご協力ください

～ 一人でも多くの皆様のあたたかいご支援・ご協力をお願いいたします ～

□ 賛助会員 年会費の振込により登録させていただきます。

- 個人 1口 2,000円 ● 法人・団体 1口 10,000円
- ※複数口での加入も可

□ 寄 付 金額は問いません。

□ お問い合わせ先 事務局までご連絡ください。

振込手数料のかからない指定振込用紙をお送りします。
(事務局TEL:0857-20-0330)

とっとり被害者支援センターは税額控除対象法人として認定されており、寄付金は支払った年額の所得控除として「寄付金控除」の適用を受けるか、又は「税額控除」の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。いずれの控除も確定申告の手続が必要です。

※賛助会費、寄付金等を当センターに納入された方で、確定申告等で領収書が必要な方は事務局(TEL0857-20-0330)にお申し出ください。

編集後記

当センターでは、昨年10月に設立10周年という節目を迎えました。10周年記念フォーラムや記念誌の刊行などを通して、改めて「これまで」の10年間の歩みを振り返りながら、「これから」の10年に思いを巡らせたところです。近年、犯罪は減少傾向にありますが、凶悪犯罪や重大交通事故等は跡を絶たず、当たり前だった日々が突然に当たり前でなくなるということが誰にでも起こりうる時代のなかで、当センターの10年間で培った知識や経験を基に、被害者の方々の心の声に謙虚に耳を傾けながら、これからの被害者支援の一層の充実・発展につなげていきたいと考えています。